

「突然の訪問販売」

にご用心！



布団を
見せてほしい

空き巣対策で
鍵を交換した
方がよい

このように、突然の業者からの訪問を受け、冷静に考える間もなく契約をしてしまったという「訪問販売」に関するご相談をお受けしています。中には強引に高額な契約を迫られたものもあります。

対処法

1. 不要なものはきっぱり断る。断るのも消費者の権利です。
2. 安易に自宅には入れず、玄関先で対応する。

消費者トラブルで困った時には、消費生活センター
(055-934-4841)へ相談してください！